

請求すべき^{あんぶん}按分割合（年金分割）の調停を申し立てる方へ

1 はじめに

平成19年4月1日以降に離婚をし、離婚とともに厚生年金や共済年金等の年金分割における^{あんぶん}按分割合（分割割合）を定めるに当たり、当事者間に合意がまとまらないときに利用することができます。

同様に、離婚した夫婦双方に個別に年金受給資格がある場合も、当事者間に合意がまとまらないときに利用することができます。

平成20年4月1日に施行された第3号被保険者（主にサラリーマンの妻）からの請求による年金分割（3号分割）では、当然に2分の1に分割されることとなりますので、家庭裁判所が関与することはありません。

年金分割の請求期間は、原則として、離婚をした翌日から起算して2年以内です（事案により期限についての特例があります。）。

※ 詳しい内容については、年金事務所又は共済年金等担当係に問い合わせてください。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、当事者が合意で定める家庭裁判所（管轄合意書の提出要）

3 申立てに必要な費用

収入印紙 1200円

郵便切手 合計816円

（内訳 82円×8枚，50円×2枚，10円×6枚）

（審判申立ての場合、予納額が異なりますので、提出予定の家庭裁判所にお尋ねください。）

4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

申立て時の提出書類

申立書2通（裁判所用，相手方用）

コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。

事情説明書1通

相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。

進行に関する連絡票1通 ※相手方に読まれることはありません。

「年金分割のための情報通知書」1通（厚生年金と共済年金があるときや夫婦双方が個別に年金受給資格があるときは、それぞれに必要となります。）

□ 調停進行中の提出書類

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。

□ 上記□の提出方法

□ 書類を提出する場合には、裁判所用と相手用として、写しを2通提出するとともに、調停期日には、その書類の原本をお持ちください。

② 書類等の中に、秘とく希望の住所等、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください。

③ 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

5 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。

その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に審判手続に移ります。

